

[事案 24-59] 配当買増保険金支払請求

・平成 24 年 12 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

加入にあたり、手書きの契約内容説明書面により説明を受けたとして、配当金等同書面に記載どおりの金額の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 50 年 4 月に、家族保障保険契約を締結したが、平成 24 年 4 月に満期を迎え、受け取れる満期保険金等の額が約 74 万円であるとの通知を受けた。しかしながら、契約締結時に募集人から交付された手書きの契約内容説明書面には、満期に満期保険金が 70 万円、増加保険金Ⅰが 84 万円、増加保険金Ⅱが 130 万円の合計 284 万円が受け取れることが明記されているので、平成 14 年に受け取った増加保険金Ⅰの約 54 万円を除く残金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件約款の規定上、増加保険金は、保険会社の各事業年度末の決算状況に応じて決定される配当金によるものである。
- (2) 募集人が募集の際に申立人に示した手書きの契約内容説明書面は、パンフレット・設計書・約款の補助資料として作成し交付したものである。
- (3) パンフレット・設計書には、増加保険金の意味と支払時期を記し、その金額は将来の支払いを約束したのではないことが明記されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の請求の法的根拠

申立人の主張は、法律的に構成すると、①保険会社との間で、手書きの契約内容説明書面に記載どおりに、(満期)保険金として 70 万円、増加保険金として 84 万円及び 130 万円、合計 284 万円を支払うことを内容とする保険契約が成立したので、この契約にもとづき、受領済み額との差額を請求するもの(請求 1)、または、②募集人に説明義務違反があったことから不法行為に基づく損害賠償として、同差額を請求するもの(請求 2)のいずれかであると解される。

2. 請求 1 について

(1) 生命保険契約の附合契約性

生命保険契約は、いわゆる附合契約であるから、その契約内容は保険約款によって定められ、本契約の約款では「会社は、約款の定めるところによって、毎事業年度末に保険契約に対する社員配当準備金を積み立て、そのうちから、主務官庁の認可を得た利源別式方法によって、その事業年度末において契約日から1年をこえて有効に継続している保険契約（中略）に対する社員配当金の割当を行います。」と定め、定款では「決算において剰余金を生じたときは、その百分の九十以上を社員配当準備金として積み立て、その残額は、役員賞与金、別途積立金その他に処分することができる。」と定めている。

そうすると、保険会社の事業年度ごとの決算状況によって剰余金の変動する以上、これに伴い、社員配当金の額が変動することは当然のことである。

(2) 「設計書」及び「パンフレット」の記載

本件「設計書」には、『「配当による増加保険金（Ⅰ）および（Ⅱ）」「年金配当金」は本年度の当社決算に基づき計算されたもので将来のお支払額をお約束するものではありません。』との記載があり、また、「パンフレット」にも、『「配当による増加保険金（Ⅰ）および（Ⅱ）」「年金配当金」はいまのところ配当の実績はありません。したがってこれらの金額は確実な計算基礎に基づいておりますが将来のお支払額をお約束するものではありません。』との記載（以下「注意書き」という。）が存在し、募集の際に、募集人が、手書きの契約内容説明書面だけを用いて説明することは困難であり、本件「設計書」及び「パンフレット」も併用して商品説明を行ったことが強く推認できる。

(3) 手書きの契約内容説明書面の記載

本書面には、前記のような金額が記載されているが、その金額には「約」という字が付されていることから、これらの金額も確定額ではないことが読み取れる。

(4) 以上の事実を踏まえると、申立人と保険会社との間で、（満期）保険金として70万円、増加保険金として84万円及び130万円、合計284万円を支払うことを内容とする保険契約が成立したと認定することは困難である。

3. 請求2について

(1) 募集人による不法行為が成立するためには、申立人の「権利又は法律上保護される利益」が侵害されたことが要件となるが（民法709条）、前述のとおり、申立人には合計284万円を受け取ることができる権利はないことから、その「侵害」ということはあり得ず、従って、逸失利益として284万円の賠償を請求することはできない。

(2) また、不法行為による損害賠償請求権は、不法行為の時から20年を経過したときは消滅するが（民法724条後段、除斥期間）、契約日である昭和50年4月を起算日としても既に20年が経過しており、損害賠償請求権は消滅している。

4. 和解の提案

(1) 以上のとおり、本件申立てはいずれも理由がないが、手書きの契約内容説明書面自体には注意書きの記載がないことから、申立人に対して、配当金額が将来変動しうることを確実に認識させるには不十分な面があったことは事実である。

- (2) もちろん、「設計書」及び「パンフレット」と併せ見れば、配当金額の変動は当然予想できるわけであるが、手書きの契約内容説明書面は、申立人に誤解を与えかねないような文書であることは否定し難いように思われる（ただし、当時は、募集人が、募集の際に、このような手書き書面を利用することが少なくなかったようであり、現時点で、その適否を判断することは必ずしも相当ではない。）。
- (3) また、募集人の提示した手書きの契約内容説明書面は、保険金額を 100 万円から 70 万円に変更する前に作成されたものであり、70 万円に変更した後、保険金額は訂正されているものの、各増加保険金の金額が変更されておらず、不完全なものであり、契約の効力には影響がないとはいえ、募集人の説明がずさんであった可能性は否定できない。

【参考】

民法 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

民法 724 条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。